

第238回山形県建築審査会 議事録

日 時：平成27年9月2日（水）

場 所：山形県庁1001会議室

【午後1時25分 開会】

出 席 佐藤委員、山田委員、黒沼委員、齊藤委員、高橋委員

欠 席 粕谷委員、松山委員

事務局 建築住宅課：細谷、桜井、磯邊、石川、上田、永井、木村 都市計画課：佐藤

（建築住宅課長の挨拶後に、委員・事務局の紹介を行い、議題説明に先立ち、建築基準法上の建築審査会の位置付け、山形県建築審査会条例について説明があった。続いて事務局より審査会成立の報告があった。）

事務局

（任期満了により審査会長不在であるため、事務局より佐藤委員が推薦された。各委員異議なし。）

佐藤会長

（佐藤会長より会長代理として山田委員が推薦された。各委員異議なし。）

佐藤会長

議事録署名人を黒沼委員と高橋委員に依頼します。

議第1号包括同意に係る報告案件「建築基準法第43条第1項ただし書き許可の包括同意について」及び議題2号包括同意に係る報告案件「建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

（建築基準法第43条第1項ただし書き許可の包括同意に係る報告案件4件、建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可の包括同意に係る報告案件1件について説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

佐藤会長

まず、建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可の包括同意に係る報告案件について、既存不適格建築物に関する案件だということですが、用途地域の指定又は変更があったときに既存

不適格となったということでしょうか。

事務局

県条例を改正し、建築基準法第56条の2に基づく日影の規制を開始したのは平成14年ではありますが、既存建築物は条例改正前から存在していたため、条例改正時に既存不適格となったものです。

佐藤会長

今後も、この建物に手を加える際には、日影規制に抵触している部分を解消しなければならないということでしょうか。

事務局

新築（建替え）、増築、改築等を行う場合には、日影規制に適合させるか、今回のように許可を受けなければなりません。

佐藤会長

増築等による許可の度に、本審査会に諮られるということによろしいでしょうか。

事務局

建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可に関する案件は、今回のように日影を増大させないような計画が多いため、本審査会に対してはほとんどが包括同意基準により許可する報告案件になると考えられます。

佐藤会長

建築基準法第43条第1項ただし書き許可の包括同意に係る案件について、敷地内に複数の既存建築物があり、今回申請建築物を別棟で増築し、許可されている案件がありますが、今後も容積率等を満足すれば、同じ敷地に継続的に増築していくということが可能だということによろしいでしょうか。

事務局

建築基準法第43条第1項ただし書き許可の運用方針では、一度許可を受けた敷地でも増築の際には再度許可が必要と整理しています。当初の許可と条件が変わっていなければ、容積率その他の建築基準関係規定に適合していることを確認したうえで、基本的には許可されると思われませんが、避難、通行の安全上支障があると判断された場合など、一度許可を受けていても許可できないこともあると思われま。

佐藤会長

他に意見はありませんか。

県から提出された議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

事務局

これをもちまして第238回山形県建築審査会を閉会いたします。

【午後2時30分 閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
